
今後の福祉避難所のあり方に関する基本的な考え方

2026（令和8）年2月



三 鷹 市

目次

1	背景と目的.....	1
2	位置付け.....	1
3	現在の課題.....	1
	(1) 大規模災害時における要配慮者支援体制の抜本的強化の必要性.....	1
	(2) 現行体制が抱える根本的課題.....	1
4	これから目指す福祉避難所の姿.....	2
	(1) ネットワーク型運営体制への転換.....	2
	(2) 元気創造プラザを「特定福祉避難所」に.....	2
	(3) 迅速な初動対応.....	2
5	新たな運営体制.....	2
	(1) 役割分担を明確にした3層構造.....	2
	(2) 受入人数の拡大.....	3
	(3) 発災後の段階的な対応.....	3
6	今後の重点的な取組.....	3
	(1) 医療と福祉の連携強化.....	3
	(2) 直接避難体制の仕組みづくり.....	3
	(3) 移送手段の確保.....	4
	(4) 在宅避難者の支援体制.....	4
	(5) 避難情報の一元管理.....	4
7	令和8年度以降の計画.....	4
	(1) 体制づくりに向けた事業.....	4
	(2) 組織的な課題の解決.....	4
8	実施スケジュール（予定）.....	5

1 背景と目的

三鷹市では、大規模災害時に、高齢者や障がいのある方など、特別な配慮が必要な方々（以下「要配慮者」という。）を支援する体制づくりを重要な課題としています。

しかし、現在の福祉避難所の体制では、避難支援が想定される要配慮者が約 980 人であるのに対し、受入可能人数が最大で約 402 人となっており、約 6 割を受け入れられない状況です。

また、施設が市内に点在しているため、災害時の統一的な指示や運営が難しく、特に夜間や休日に災害が発生した場合には、迅速な対応が図れない可能性があります。

こうした課題を解決するため、耐震性に優れた元気創造プラザを中核的な拠点として活用し、既存施設の個別支援の強みを活かしつつ大規模な受入を可能とする、「ネットワーク型運営体制」への転換について検討を進めます。

この見直しにより、受入可能人数を増やすとともに、迅速に対応できる福祉避難所運営体制を目指します。

2 位置付け

この「基本的な考え方」は、三鷹市地域防災計画で定める福祉避難所の方針を、より具体化するためのものであり、今後策定する運営方針などの土台となるものです。

今後の福祉避難所運営体制の方向性を示すとともに、災害発生直後から復旧期まで、切れ目のない避難所支援を提供できる持続可能な体制を目指します。

3 現在の課題

(1) 大規模災害時における要配慮者支援体制の抜本的強化の必要性

大規模災害が起きても、要配慮者が切れ目のない福祉サービスを受けられるよう、支援体制を抜本的に強化することが急務です。特に、夜間や休日に災害が発生した場合でも、迅速に対応できる体制の強化が求められています。

(2) 現行体制が抱える根本的課題

ア 受入人数の不足

市の最新の想定では、福祉避難所で専門的な対応が必要な方は約 980 人と想定されます。これに対して、現在ある約 30 施設で受け入れられるのは最大 402 人にとどまり、約 6 割を受け入れられません。

イ 分散型運営体制の課題

施設が市内に点在している現行の体制では、災害時に市全体で統一的に指示を出したり、物資や人員を迅速に配置することが困難です。また、各施設は自施設の通常業務の再開を優先せざるを得ないため、災害対応のための人員を十分に確保できないという構造的な課題があります。

4 これから目指す福祉避難所の姿

(1) ネットワーク型運営体制への転換

現在の課題を解決するため、災害時要配慮者支援の機能を「ネットワーク型運営体制」へ転換します。これは、分散型と集約型の強みを組み合わせ、柔軟な連携により特性に応じた避難先を確保できる体制への変革です。

具体的には、元気創造プラザを中核拠点として大規模な受入を可能とするとともに、既存施設の負担軽減や全体調整を担う機能を持たせることで、市全体の受入人数を拡大します。

同時に、障がいのある方や、通い慣れた施設での受入を希望する方など、特定の専門ケアが必要な方については、引き続き、既存施設での受入を実施します。

この体制を実現するためには、避難所で要配慮者を支援する福祉専門職などの人財確保が不可欠です。既存施設や介護事業者と連携し、必要な福祉人財を確保するとともに、協働して避難所運営を実施できる体制づくりを検討します。

この転換により、既存施設は発災後、速やかに通常業務を再開できるようになり、普段の福祉サービスへの影響を最小限に抑えながら、持続可能な支援体制を確保します。

(2) 元気創造プラザを「特定福祉避難所」に

元気創造プラザの堅牢な構造と大規模な空間を活かし、要配慮者支援の中核拠点として「特定福祉避難所」に位置付けます。単なる避難場所としてだけでなく、次のような役割を持たせるとともに、災害時の医療と福祉の両方のニーズに対応できる総合的な支援拠点へと段階的に発展させることを目標とします。

- ・ 福祉専門職の派遣調整
- ・ 避難情報の一元管理
- ・ 災害対応における統一的な指示

(3) 迅速な初動対応

新体制の大きな強みは、災害発生直後から市職員が中心となって、「特定福祉避難所」を迅速に開設できることです。

また、市は既存施設と連携し、各施設が速やかに避難所を開設できるよう、必要な物資や人財確保の支援を行うとともに、各施設が災害時に自律的に初動対応できる体制を構築します。

これにより、夜間や休日に災害が発生しても、初動対応の遅れを解消し、迅速な支援を可能にします。

5 新たな運営体制

(1) 役割分担を明確にした3層構造

発災後の時間の経過や避難者の状況に応じて、役割を明確に分けた3つの層からなるネットワークを構築します。

ア 第1層：特定福祉避難所（元気創造プラザ）

- ・ 発災直後に市職員が先行して開設する「中核拠点」とします。
- ・ 直接避難者や、他の避難所からの移送者を受け入れます。

イ 第2層：一時福祉避難所（福祉 Labo どんぐり山、はなかいどう等）

- ・元気創造プラザと同時に開設します。
- ・要配慮者を一時的に受け入れ、状態を確認して福祉的トリアージを行う「中継拠点」とします。
- ・中継機能の役割が終わった後は、福祉避難所として機能転換することを検討します。

ウ 第3層：福祉避難所（既存施設 約 30 施設）

- ・これまで通り、初期的な受入を実施します。
- ・避難者を段階的に元気創造プラザ等へ移送し、早期の通常業務再開を目指します。

(2) 受入人数の拡大

元気創造プラザの地下アリーナを活用することで、新たに 110 人分（パーテーションを増設することで、最大 342 人分まで拡張可能）の受入スペースを確保します。

既存の福祉避難所の最大 402 人と合わせて、市全体で 512 人（最大 744 人）まで受入が可能になる見込みで、現在の課題が大きく改善されることが期待されます。

(3) 発災後の段階的な対応

ア 発災直後

- ・市職員が直ちに参集し、元気創造プラザと一時福祉避難所の開設準備を開始します。

イ 発災後 1 日

- ・元気創造プラザと一時福祉避難所が避難者の受入を開始します。
- ・一時福祉避難所では、避難者の状態を確認し、元気創造プラザへの移送または一般避難所への案内を判断（福祉的トリアージ）します。

ウ 発災後 2～3 日

- ・準備ができた既存施設も順次開設し、直接避難者等を受け入れます。
- ・同時に、一時福祉避難所や既存施設から元気創造プラザへの移送を本格的に開始します。
- ・この段階で、協定等に基づく移送手段を確実に動かすことが重要となります。

エ 発災後 1 週間～

- ・既存の福祉避難所は、避難者を移送して順次閉鎖し、通常業務の再開を目指します。
- ・最終的には、元気創造プラザと、機能転換した一時福祉避難所が中長期的な避難拠点として支援を継続します。

6 今後の重点的な取組

新体制を実現するため、次の 5 つの施策を柱として進めます。

(1) 医療と福祉の連携強化

医療関係者や市の関係部署と、災害時の避難所における医療体制のあり方を協議し、特定福祉避難所等における災害時の医療体制の構築を検討します。

(2) 直接避難体制の仕組みづくり

一般の避難所を経由する二度手間を無くすため、個別避難計画を持つ要配慮者が、直接特定福祉避難所へ避難できる仕組みを構築します。

(3) 移送手段の確保

協定を締結しているハイヤー・タクシー協会やバス会社等と連携し、災害時における迅速な移送体制を整備します。

(4) 在宅避難者の支援体制

施設での受入が困難な方や、在宅避難を選択した方への支援体制を構築するため、地域包括支援センター等と連携した安否確認の仕組みを構築します。

(5) 避難情報の一元管理

防災課と連携し、要配慮者の避難状況等をリアルタイムで把握できる情報管理の仕組み（避難所 DX）を検討します。

7 令和8年度以降の計画

令和8年度以降、新体制の実現に向けて、次の取組を計画的に実施します。

(1) 体制づくりに向けた事業

ア 運営方針の策定とマニュアル等の見直し

具体的な運営方針を策定し、必要なマニュアル等を見直すとともに、訓練実施計画を作成します。

イ 必要な物資の調達

特定福祉避難所の運営に必要なパーテーション、簡易ベッド、備蓄品等を計画的に調達します。

ウ 福祉専門職の確保

市内の介護事業者等と協力し、災害時における福祉専門職の派遣体制を整備します。

エ 地域防災計画等の改定

地域防災計画や災害時機能転換マニュアルを改定します。

オ 訓練の実施

物資の調達後、関係者による訓練を実施します。

(2) 組織的な課題の解決

ア 物資保管場所・避難スペースの調整

元気創造プラザの地下に特定福祉避難所用の物資を保管するため、現在保管中の防災物資の一部を福祉 Labo どんぐり山の地下倉庫へ移設します。

また、特定福祉避難所の受入人数の更なる拡大に向け、元気創造プラザ内の他フロアの活用も検討します。

イ 庁舎機能の代替地の検討

元気創造プラザの地下アリーナを特定福祉避難所として優先的に使用するため、庁舎が使用できなくなった際の職員の執務スペースについて、防災課と連携して検討します。

8 実施スケジュール（予定）

新体制の構築と運用開始に向けて、次のスケジュールで取り組みます。

- 令和8年 3月～ 介護事業者等への「基本的な考え方」の周知
- 令和8年 4月～ 「基本的な考え方」に基づく運営方針や体制整備の検討
- 令和8年 10月 特定福祉避難所に必要な物資・備蓄品の搬入
- 令和8年 12月 元気創造プラザを福祉避難所として指定
- 令和9年 2月 福祉専門職派遣に関する協定等の締結
- 令和9年 3月 地域防災計画の改定、「特定福祉避難所等運営方針」の策定
- 令和9年 4月～ 新体制の本格稼働